

議案第50号

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例の廃止について

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立保育園を廃園にするため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年勝山市条例第 22 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正)
- 2 子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成 27 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 1 項中「勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年勝山市条例第 22 号)第 2 条に規定する保育園(以下「市立保育園」という。)又は」を削る。  
第 5 条を次のように改める。  
第 5 条 削除  
第 8 条の見出し中「、延長保育料」を削り、同条中「、第 5 条第 1 項の延長保育料」を削る。